

お知らせ

平成29年7月31日
九州電力株式会社
玄海原子力発電所

玄海原子力発電所3，4号機ディーゼル発電機室用二酸化炭素消火装置に係る注意文書を国（玄海原子力規制事務所）から受領しました

玄海原子力発電所3，4号機で、ディーゼル発電機室用二酸化炭素消火装置が点検のため使用できなかった際の対応について不適切であったとして、玄海原子力規制事務所から注意文書を受領しました。

当社は、ディーゼル発電機室用二酸化炭素消火装置の二酸化炭素ガスボンベを取り外している期間、専属自衛消防隊での消火活動で対応することを代替措置としていましたが、注意文書では、有効な代替消火設備等を備えていなかったことについて、改善を求められています。

今回の事象は、消防法や保安規定に抵触するものではありませんが、当社は、求められた改善事項について、しっかりと対応していくとともに、自ら安全性向上のために常に考え、取り組んでまいります。

（注意文書で求められた改善事項）

○火災防護対策等の見直し

- ・初期消火活動に係る考え方を再確認し、理解を徹底すること。
- ・消火設備が点検等により使用できない場合の代替措置等について、業務要領等規定類において明確にすること。

○工事の計画

火災対策に限らず、法令や基準の要求又は制約に係る事項等を明確にし、他の設備等の安全に対する影響の有無及び所要の対策の要否に係るチェックを確実なものとする。

○安全文化

誤った意思決定を避けるため、「立ち止まり考えること」「常に問いかける姿勢」等の重要性について、改めて教育につとめること。

以上